

# 正しく乗ろう！特定小型原動機付自転車！！

## (電動キックボード等)

特定小型原動機付自転車とは？

特例特定小型原動機付自転車の基準は次頁に記載

特定小型原動機付自転車とは、次の基準を全て満たすものをいいます。

### 【車体の大きさ】

長さ：1.9m 以下 幅：0.6m 以下

### 【車体の構造】

- ・時速 20km/h を超えて加速することができない構造であること。
- ・走行中に最高速度の設定を変更することができないこと。
- ・オートマチック・トランスミッション（AT）であること。
- ・最高速度表示灯（灯火が緑色で、点灯又は点滅するもの）が備えられていること。等



守ろう！交通ルール！（特定小型原動機付自転車）

### ○ 16歳未満の者の運転の禁止！【罰則】6カ月以下の懲役又は10万円以下の罰金

運転免許は必要ありませんが、16歳未満の方が特定小型原動機付自転車を運転するのは禁止されています。

### ○ 車道通行が原則！（特例特定小型原動機付自転車は一部の歩道も通行可）

・車道と歩道又は路側帯の区別のあるところでは、車道を通行しなければなりません。（自転車道も通行可）。  
道路では、原則として、左側端に寄って通行しなければならず、右側通行をしてはいけません。  
・特例特定小型原動機付自転車の基準を全て満たす場合、一部の歩道を通行することができますが、歩行者が優先であり、歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しなければなりません。

### ○ 飲酒運転の禁止！【罰則】5年以下の懲役又は100万円以下の罰金等

特定小型原動機付自転車も車両です。危険ですので飲酒運転は絶対にやめましょう。



### ○ 乗車用ヘルメットの着用！

乗車用ヘルメットの着用は努力義務ですが、自分の命を守るためにも、乗車用ヘルメットを着用しましょう！

### ○ 自賠責保険（共済）への加入！【罰則】1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済への加入は義務となっています。



○特定小型原動機付自転車などの交通方法等（2023年7月1日から適用）

		原動機付自転車		
車両区分		一般原動機付自転車	特定小型原動機付自転車	特例特定小型原動機付自転車  特定小型原動機付自転車のうち、次の①～⑤を全て満たすもので、他の車両を牽引していないもの。（遠隔操作により通行させることができるもの）  ①歩道等を通行する間、最高速度表示灯を点滅させること ②最高速度表示灯を点滅させている間は、車体の構造上、6キロメートル毎時を超える速度を出すことができないものであること ③側車を付けていないこと ④ブレーキが走行中容易に操作できる位置にあること ⑤鋭い突出部のないこと
定格出力等		総排気量 50cc 以下又は定格出力 0.6kw 以下	定格出力 0.6kw 以下	
車体の大きさ	長さ	2.5m 以下	1.9m 以下	
	幅	1.3m 以下	0.6m 以下	
	高さ	2.0m 以下	-	
最高速度		30km/h	20km/h	
最高速度表示灯		-	緑色点灯	
運転免許		原動機付自転車を運転することができる運転免許	不要  <b>(16歳未満は運転禁止)</b>	
乗車用ヘルメット		必要	必要（努力義務）	
ナンバー登録		必要	必要	
自賠責保険		必要	必要	
飲酒運転		禁止	禁止	
通行区分	歩道		×	×
	自転車道		×	○
	専用通行帯		×	○
	路側帯		×	×
	駐停車禁止路側帯		×	×
	歩行者専用路側帯		×	×

※「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識が設置されている場所等に限ります。

※歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分又は普通自転車通行指定部分を通行しなければなりません。

